

事務連絡
令和3年6月7日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の正誤について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年3月15日に公布された「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(令和3年厚生労働省告示第71号)及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和3年厚生労働省告示第73号)において、官報の誤りがありました。

今後、官報正誤が行われる予定ですが、原稿誤り及び印刷誤りの内容は別紙の新旧対照条文のとおりですので、特段のご配慮を頂くとともに、貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。